

# **福祉サービス第三者評価**

## **評価結果報告書**

### **令和4年度**

**株式会社 湘南悠遊俱楽部**  
**湘南イルド茅ヶ崎保育園**

**株式会社フィールズ**  
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

# 目次

## サービス第三者評価結果報告書

### ◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

### ◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

- I -1 理念・基本方針
- I -2 経営状況の把握
- I -3 事業計画の策定
- I -4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

#### 評価対象 II 組織の運営管理

- II -1 管理者の責任とリーダーシップ
- II -2 福祉人材の確保・育成
- II -3 運営の透明性の確保
- II -4 地域との交流、地域貢献

#### 評価対象III 適切な福祉サービスの提供

- III -1 利用者本位の福祉サービス
- III -2 福祉サービスの質の確保

### ◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

#### A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

#### A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

#### A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

## 福祉サービス第三者評価結果 の概要

### ①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

### ②施設・事業所情報

名称:	湘南アイルド茅ヶ崎保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	園長 鈴木 雅美
定員(利用人数):	80名(108名)
所在地:	〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町10番4号
TEL/FAX :	0467-84-2311/0467-84-2355
ホームページ:	<a href="http://shonanild-chigasaki.jp/">http://shonanild-chigasaki.jp/</a>
開設年月日:	2000年9月1日
経営法人・設置主体:	株式会社 湘南悠遊俱楽部

職員数	常勤/非常勤	常勤:19名	非常勤:11名
	専門職員(名称)	園長:1名	主任:1名 副主任:1名
		事務長:1名	保育士:23名 管理栄養士:1名
		栄養士:1名	調理師:1名

### 施設状況

保育室:5	トイレ:6	プレイルーム:1
調理室:1	事務室:1	面談室:1
園庭:無		

### ③理念・基本方針

**【運営基本方針】**  
明るく、安全で安心できる園づくり

**【保育理念】**  
一人ひとりの育ちを大切に

**【保育目標】**

- ・心身ともに健康で友達と元気に遊べる子ども
- ・自ら考え、学び、行動できる子ども
- ・のびのびと自己表現できる子ども
- ・思いやりの気持ちを持てる子ども
- ・自分の思いを伝え仲間と協力できる子ども

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- 1.0歳児から1歳児までの午睡管理は、ルクミー午睡チェックセンサーと保育士、防犯カメラとを併せてトリプルチェックを行っている。ちなみに、園内には20カ所の防犯カメラを設置し安全管理と事故防止を図っている。
- 2.駅近の保育園のため園庭の設備はありませんが、近隣の茅ヶ崎市中央公園、つつじ公園等へ散歩に行き、自然に触れ合うことで、発見と成長を促す活動を行っている。また、交通ルールの理解、近隣者へ挨拶の履行等も行っている。
- 3.施設内にエレベーターが設置されているため、保育室等(2階から4階)への移動が容易となっている。3階は乳児室ですが、保護者はエレベーターで3階までベビーカーと共にウォータインで上がることができ、ベビーカー置き場が併設されていることから雨の日でも濡れることがない。
- 4.4階は広いスペースのプレイルームが設置されており、体操、ダンス、とび箱、鉄棒等々の遊びができるようになっている。
- 5.4～5歳児は、異年齢保育を実施、相互に影響されながら生活ができるようにしている。
- 6.正職員全員にパソコンを貸与することで事務処理の効率化を図るとともに、全職員にユニフォーム(パンツ、シャツ、トレーナー、靴、ダウン等々)を貸与している。ユニフォームの種類は多く、その日の気分でオシャレができるようにしている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日:令和4年5月17日	訪問調査日:令和4年10月12日
	評価結果確定日:令和5年1月4日	

受審回数(前回の時期)	2回(前回:2020年度)
-------------	---------------

## ⑥総評

## ◇特長や今後期待される点

1)子どもが自主的に活動できる保育環境づくりの工夫をしています

4、5歳児クラスは異年齢保育を取り入れ、その日の天候や状況に応じて設定された活動の中から、子どもが自らやりたい遊びを自主的に選び活動できるように環境設定を行っています。他のクラスも同様に自主性を大事にした遊びができるよう環境を整えています。特に保育教材、本、おもちゃの整備がしっかりと行われ、各部屋に「おもちゃマップ」を掲示し、どんな本やおもちゃがその部屋にあるのか分かりやすく写真付きで掲示しています。子どもはおもちゃマップから遊びたいおもちゃを選ぶことができ、自主的に遊べるような環境の工夫が施されています。同様に2階フロア（3～5歳クラス）の廊下にも園内全体の「おもちゃマップ」を掲示して、どの部屋に何があるのか子どもや保護者にも分かりやすく紹介しています。子ども一人ひとりの気持ちを尊重し、個々のやりたい気持ちを叶える環境づくりを行っています。

2)安心・安心な保育園づくりを実施しています

園内に複数台の防犯カメラを設置し、安全確認や危険場面への対応を行っています。園内や散歩ルート、散歩先の公園の危険場所や危険箇所を拾い出し、写真入りのリスクマップを作成し、廊下に掲示して事故防止に繋げています。月1回、防犯訓練、避難訓練を行い、子ども、職員だけでなく保護者用の防災帽子も用意して災害に備えています。職員は園内での不慮の事故発生時の対応が適切に行えるよう、手順マニュアルをポシェットに常に携帯し、対応研修も適宜行っています。園の運営基本方針「明るく、安全で安心できる保育園づくりのもと、安全管理対策が実践されています。

3)職員参加による計画の策定が望まれます

中・長期と単年度の事業計画が策定されていません。計画作成には職員参加や意見集約も十分とは言えない状況です。園の進むべき方向性を明確にし、目標達成に向けた事業計画の策定が期待されます。さらに計画等の策定を通じて、職員とのコミュニケーションを図り、職員に計画内容の理解を深めてもらうことが必要です。今後の取組が期待されます。

4 )マニュアル類の整備充実が期待されます

実施手順を定めたマニュアルや手順書に基づいた対応となっていますが、マニュアルについて全体的な不足が見られます。健康管理に関するマニュアルやアレルギー対応、虐待対応等に関するマニュアル整備が求められます。マニュアル作成により業務における手順や判断基準が明確になり、職員の情報共有も進みます。園の状況に対応したマニュアルを整備し、職員に周知することが期待されます。

## ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

事業者名:湘南アイルド茅ヶ崎保育園

当園は、原則として第三者評価を3年毎に受審することとしていて、この度の受審が3回目となります。1回目は平成28年に県社協版、2回目は令和1年に横浜市版、3回目は令和4年、新しく作成された神奈川-標準基準（保育所版）で受審させていただきました。

正直に申し上げて、各評価項目が求めている要旨を適切に理解し回答するまでに多くの時間を費やしてしまいました。的外れな回答も多々あったと思いますが、訪問調査に来ていただきました3名の調査員におかれましては、終始、親切にご指導、ご対応頂きましたこと、心より感謝申し上げます。

調査結果につきましては、園が対応できている部分と未対応の部分がハッキリと評価に出てきており、大変勉強になるとともに多くの気付きを頂くことができました。

特に保育園経営をしていくうえで最も大切な事業計画の策定ができていなかったことにつきましては大いに反省いたしました。指摘に基づき、令和5年度の事業計画策定を試みました。事業計画を作成する過程においても種々の気づきがあり、今後は適切な時期に適切に策定するとともに、利用者ならびに職員とも共有し、保育事業を進めてまいる所存でございます。

保育所運営をしていくうえで、自己評価の各項目の重要性認識と併せ、園児一人ひとりの個性と人格尊重を最重要に据えるとともにここで働く職員、さらには保育園がしっかりと地域に根差した運営が図れるよう努力し、かつ、第三者評価で得た知見と足らざる部分を取り込み、適切な保育の提供を行ってまいる所存でございます。

## ⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

## 第三者評価結果（共通評価基準）

- \*全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- \*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

##### I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	<b>a</b>
<p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。  b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。  c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</p>		
<p><b>&lt;コメント&gt;</b></p> <p>運営基本方針、保育理念、保育目標、保育方針はパンフレットやホームページ、入園のしおり(重要事項説明書)などに記載しています。年1回園内研修で職員に周知し、毎年3月の職員会議で再確認しています。保護者には入園前の見学、入園説明会で説明しています。入園後は4月の保護者懇談会で園の基本理念を説明し、全体的な計画を配付するなど周知を図っています。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

##### I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<b>b</b>
<p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。</p> <p>c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。</p>		

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

## &lt;コメント&gt;

社会福祉事業の動向は茅ヶ崎市、厚生労働省のホームページ、日本保育協会の月刊誌などから最新の情報を得るようにしていますが、全体の動向としては十分に把握しきれていないと考えています。園長は保幼小連絡会へ出席した際に情報交換するなど、地域の福祉事業の動向の把握に努め、待機児童数、保育園の空き情報など茅ヶ崎市保育課からの情報を基に、保育所利用者の推移や利用率等の分析を行っています。茅ヶ崎市からの要請を受け、定員を超える子どもを受け入れ、保育のニーズに応えています。茅ヶ崎市では株式会社運営の保育園が市の園長会に参加できないこともあり、地域の各種福祉計画の策定動向等の把握・分析も十分ではない状況です。社会事業を取り巻く現状と課題のさらなる把握が期待されます。

		第三者評価結果
3	I -2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b

## 【判断基準】

- a ) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b ) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c ) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

## &lt;コメント&gt;

施設経営や保育内容、組織体制、人材育成、財務状況などについての現状を分析し、経営課題や問題点を法人の取締役会で共有しています。園の改善すべき課題として、財務状況については税理士の指導を受け、改善に向け取り組んでいます。保育内容の理解や人材育成などの改善に向けて職員は研修を受講し理解を深めています。今後はさらに改善すべき課題の解決に向け、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなどの組織的な取組が期待されます。

## I -3 事業計画の策定

## I -3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

		第三者評価結果
4	I -3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b

## 【判断基準】

- a ) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b ) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない、十分ではない。
- c ) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

中期の収益計画は作成されていますが、中・長期の事業計画は策定されていません。保育内容、組織体制、設備の整備、職員体制、人材育成等の現状を分析し、中・長期的な視野に立って数値目標や具体的な成果を設定した計画を策定し、必要に応じて見直しを行うなど、継続的に取り組むことが期待されます。

第三者評価結果

5

## I -3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

## 【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

## &lt;コメント&gt;

単年度の収支計画は中・長期の収支計画を反映した計画となっていますが、単年度の事業計画、中・長期の事業計画が策定されていません。中・長期の事業計画・収支計画を策定したうえで、その内容を反映し、保育面、人材面、運営面、財務面などの目標を設定して実行可能で具体的な内容の単年度の事業計画を策定することが期待されます。

## I -3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

## I -3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

c

## 【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。

- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

全体的な計画や行事計画などの保育計画のほか、質の向上、人材計画、環境整備、業務改善などについての実施計画を職員の参画のもとで策定することが期待されます。また職員一人ひとりが主体的に園運営に関わりを持てるよう、実施状況の把握や評価・見直しを園全体で行える体制作りが期待されます。

7

## I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

第三者評価結果

c

## 【判断基準】

- a ) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
  - b ) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
  - c ) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
  - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
  - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
  - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

## &lt;コメント&gt;

入園のしおりに園の保育目標、年間行事予定、給食、健康管理などの保育の進め方について明記しています。さらに入園説明会やクラスだよりなどで保護者に知らせています。事業計画を策定し、行事計画だけでなく保育、施設、設備を含む環境の整備など子どもと保護者の生活に密接にかかわる事項についても保護者に分かりやすく説明することが期待されます。

## I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

## I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

## I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

## 【判断基準】

- a ) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
  - b ) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
  - c ) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にP D C Aサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
  - イ 保育の内容について組織的に評価(C : Check)を行う体制が整備されている。
  - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
  - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

## &lt;コメント&gt;

月案、週案、日誌で保育に対する評価・反省を行い、園長、主任が確認しています。また全職員は毎月目標を設定し、月末に振り返りを行い、翌月に生かせるようにしています。年度末に実施している保護者アンケートの集計結果をもとに園の自己評価を実施し、社長、園長、主任がまとめ、職員に周知しています。第三者評価を計画的に受審し、評価結果を職員に回覧して共有しています。今後は、職員参画のもとで園の自己評価を行い、保育の質の向上に向けた取組が組織的、継続的に行われることが望されます。

9

## I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

## 【判断基準】

a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。

b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。

c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。

- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

園の自己評価や年度末の保護者アンケートの結果から明らかになった課題は、社長、園長、主任で分析し、職員会議で説明し、文書化して全職員が共有できるようにしています。具体的な事例として、子どもが外に飛び出さないように飛び出し防止の柵をつけたり、トイレの死角を「見える化」するため、壁にミラーをつけるなど、必要と判断したものは速やかに改善しています。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

## II-1 管理者の責任とリーダーシップ

## II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

## 10 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

a

## 【判断基準】

a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。

b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。

c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

## &lt;コメント&gt;

運営規程、職務分掌規程に園長の役割と責任を明記し、職員に周知しています。園長は保育業務、行事計画の指導、園内研修、経費支出等保育園全般の管理、運営業務を一元的に行い、職員会議等で明確にしています。運営基本方針として「明るく、安全で安心できる園づくり」を入園のしおりに明記し、保護者、職員に周知しています。平常時のみならず有事における役割と責任及び園長不在時には、主任への権限委譲等を含め明確にしています。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	第三者評価結果 b
----	---	--------------

## 【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

法令等遵守規程に基づき、法令等遵守責任者を園長としています。園長は茅ヶ崎市や外部機関等が主催する管理者向けの研修に参加し、法令遵守を十分に理解し、職員会議等で不適切な事例をもとに話し合っています。また園内の照明をLEDにするなど環境へ配慮していますが、職員が十分理解しているとはいえない。職員が園の規定や社会的ルール等幅広い分野について学び合い、遵守すべき法令を十分理解できるよう取り組むことが期待されます。

## II-1-(2) 管理者のリーダシップが発揮されている。

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	第三者評価結果 b
【判断基準】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</li> <li>b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</li> <li>c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している</li> <li><input type="checkbox"/> エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</li> </ul>		

## &lt;コメント&gt;

園長は定期的に指導計画や日誌などの記録を確認するとともに、日々保育現場に入り、保育の質の現状の把握に努めています。職員に課題があると感じた時にはその都度助言するとともに、研修を受講できるよう配慮しています。茅ヶ崎市の事故防止研修会には非常勤職員も含め毎年80%以上の職員が受講し、園全体の事故防止に対する知識の向上を図っています。今後はさらに職員の意見を反映させながら、保育の質の向上に向けた改善のための取組を、組織的に実施することが期待されます。

第三者評価結果

13

## II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

## 【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。

- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
  - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
  - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
  - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

## &lt;コメント&gt;

園長は事務長(社長)とともに人員配置、職員の働きやすい環境整備、作業の効率化等に取り組んでいます。基準以上の人員配置、スマホ決済アプリによる保育関係費用の徴収、おむつの手ぶら登園(サブスク型おむつお届けサービス)を導入しています。園ではICT化を進め、職員一人ひとりにパソコン1台を貸与し、事務処理作業の効率化、簡素化により時間短縮を図るなど、保護者と職員の負担軽減に取り組んでいます。

## II-2 福祉人材の確保・育成

## II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

## II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

b

## 【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。

## &lt;コメント&gt;

配置基準以上の職員体制を整えていますが、園運営に必要な人材や人員体制に関する方針について、明確になっていません。育成に関しては、キャリアアップ研修を軸に園長、主任が研修計画を立て、育成に取り組んでいます。必要な人材確保に向け、ハローワークへの求人登録や求人サイトを活用しています。また実習生を受け入れるなど保育士養成校とのつながりを大切にしています。理念や方針を実現するために、人材確保と育成に関する方針を明示した人材育成計画を策定することが期待されます。

15

## II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a ) 総合的な人事管理を実施している。
  - b ) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
  - c ) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員待遇の水準について、待遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができる
- る。

## &lt;コメント&gt;

「就業規則」と「給与規程」で人事基準を定め、職員に周知しています。園長は職員の日々の保育を見たり、毎月実施している職員一人ひとりの自己評価を基に社長、園長で昇給査定について評価しています。園長は職員と次年度のクラス担当希望等について話し合い、意見、意向を把握し、できるだけ早期に検討するようにしています。理念や方針に基づいた「期待する職員像」やキャリアパスを示すなどして、職員が自らの目指す方向性を見出し、モチベーション向上につながるよう、さらなる工夫が期待されます。

## II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

## II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

b

## 【判断基準】

- a ) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
- b ) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c ) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

労務管理の責任者は事務長(社長)としています。園長は職員の健康や安全にも留意し、年1、2回職員と面談を行い、要望や意向を把握しています。悩み事や健康、家庭の状況等職員が相談したい時には気軽に相談できるように体制を整え、園長、主任がその場で回答できるようにしています。年間固定シフトを基本とし、残業は特別な場合を除いて行わない体制をとるなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。改善策について具体的な計画へ反映して実行する仕組みができていません。職員が心身ともに健康に働くよう組織全体で取り組むことが期待されます。

## II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b

## 【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

## &lt;コメント&gt;

職員は毎月目標を設定し、月案の評価、反省に合わせて自身の目標達成度の確認を行い、次月の目標を設定していますが、職員一人ひとりの毎月の目標の設定について、目標項目、目標水準、期限が明確になっているかの確認ができませんでした。職員の目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認などが行われていることが必要です。中間段階や期末には、目標達成と取り組み状況を確認するため面接を行い、達成状況について職員自らの課題を明らかにし、次年度へつなげるなど、職員の育成に向けた連続性のある目標管理の仕組みとなることが期待されます。

		第三者評価結果
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b

## 【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。

- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

研修計画は職員の経験や習熟度に応じ、園長、主任が作成しています。また非常勤職員を含め、受講したい研修を受講できるように配慮しています。内部研修では「ミーティング・園内研修計画」を作成し、毎月研修を実施しています。外部研修報告、消火訓練、嘔吐処理等のほか、地震や不審者等の危機管理について、状況を具体的にイメージして園の対応を話し合っています。研修の実績は「研修計画実施表」に記載し、次年度の計画に反映しています。基本方針や計画の中に期待する職員像や必要とする専門技術、資格を明示することが期待されます。

19

## II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

## &lt;コメント&gt;

園長は職員一人ひとりの経験や習熟度、専門資格の取得状況等を把握して研修につなげています。外部研修の情報は職員更衣室等に掲示し、職員の参加を推奨しています。コロナ禍でWEB研修が主流となっており、見逃し配信サービス等も取り入れ、職員が受講しやすいように努めています。新任職員にはクラスリーダーが個別に業務内容を伝え、育成に努めています。新任職員だけでなく経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われる事が望まれます。

20

## II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

a

## II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

## 【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
  - b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
  - c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
  - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。

- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

## &lt;コメント&gt;

受け入れの意義、目標、実習内容、注意事項等を明記した「保育実習受け入れマニュアル」が整備されています。事前にオリエンテーションを行い、実習の目的を明確にし、実習内容や園での注意事項等を伝えています。実習プログラムは育成校と実習生の意向に沿って、実習内容を調整しています。実習生の受け入れに際し、職員は日本保育協会の研修を受講して受け入れの準備をしています。実習生は主任、クラスリーダーと最終日に反省会を行い、課題を明確にしています。

## II-3 運営の透明性の確保

## II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報を適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

## &lt;コメント&gt;

ホームページに園の理念、運営基本方針、保育目標、保育方針、第三者評価の受審結果、決算書などの財務状況を公表しています。また苦情などを記録し、必要に応じて改善・対応の状況を公表しています。入園のしおり（重要事項説明書）に「保育園へのご意見・ご要望・苦情への対応について」を記載し、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の連絡先を明記し、入園説明会でも周知に努めています。今後は園の特長や活動を地域に向けて提示し、地域の理解を深めていくことが期待されます。

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

第三者評価結果

a

## 【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

## &lt;コメント&gt;

「職務分掌規程」「経理規程」に園運営における職務分掌と権限・責任を明らかにしています。経費支出面においては園長が行い、経理面は事務長が行うなど公正かつ透明性の高い適正な経営、運営のための取組を行っています。毎月、外部の専門家による経営支援を活用し、結果や指摘事項に基づいて経営改善に取り組んでいます。

## II-4 地域との交流、地域貢献

## II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b

## 【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

## &lt;コメント&gt;

保育方針に「保護者・地域との連携を深めながら保育内容の充実を図る」と明記し、子育て支援計画では園内開放、すくすくひろば等の開催を計画しています。市から送られてくる親子向けの催しや地域のスポーツクラブ、音楽教室などの案内を玄関に置き、保護者に情報提供しています。ハロウインでは子どもたちが仮装してお店を訪問するなど地域との交流を図っています。子どもたちは公園の美化活動に参加したり、毎月地域の高齢者の紙芝居サークルの園内公演を楽しんでいましたが、コロナ禍の影響で行えていないのが現状です。

		第三者評価結果
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a

## 【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を働いている。

## &lt;コメント&gt;

受け入れや学校教育などへの協力についての基本姿勢を明記した「職場体験・ボランティア受け入れマニュアル」を整備しています。受け入れにあたっては事前にオリエンテーションを行い、目的、内容、注意事項等の説明を行っています。毎年、近隣の中学校の職業体験を受け入れ、子どもたちとの交流を通して、保育士という仕事に興味を持ち、理解を深め、生徒たちにとって有意義な社会体験となるよう取り組んでいます。

## II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

第三者評価結果

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
--	---

## 【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
  - b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
  - c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
  - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
  - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
  - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
  - オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
  - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

## &lt;コメント&gt;

保育所に必要な関係機関として茅ヶ崎市保育課をはじめ、警察、消防署、民生委員・児童委員、医療機関などのリストを作成し、掲示しています。虐待が疑われる子どもに関しては、職員会議や朝礼等で情報を共有し、全職員で見守っています。保幼小連絡会に参加して地域の情報を共有し、問題解決に向け話し合っています。また、茅ヶ崎市子どもセンターの巡回指導を受け、子どもへの対応方法を話し合っています。茅ヶ崎市家庭児童相談室、中央児童相談所と連携し、協働して問題解決に取り組んでいます。

## II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26

第三者評価結果

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
--	---

**【判断基準】**

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

**<コメント>**

保幼小連絡会に参加し、情報交換や地域の福祉ニーズ、生活課題の把握に努めています。地域の福祉ニーズとして、1、2歳児での入園希望者が多く、茅ヶ崎市からの依頼を受けて、利用人数を増やし受け入れています。また連携園の小規模認可保育園の運営委員会に第三者委員として出席し、地域の具体的な福祉ニーズを把握しています。地域の子育てを支援するため、園内開放やすくすくすくひろば（育児相談）を開催し、参加した保護者からの相談に応じていましたが、コロナ禍以降実施ができていません。コロナ感染症の状況を見ながら再開していく予定です。

27

**II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。**

第三者評価結果

b

**【判断基準】**

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

**<コメント>**

園では地域の小売店から給食食材を購入しています。美味しい食材は子どもからも好評で、保護者へ情報提供をすることもあり、地域交流や地域経済の活性化に貢献しています。また、茅ヶ崎市の産業振興課からの依頼で、月に1回市内のパン屋の出張販売をお迎えの時間帯に園内で実施しています。食品ロスの削減や買い物の利便性向上、地域の活性化につながる取組として協力をしています。今後は取組や把握したニーズなどに基づいた計画を事業計画書等に示すことが望されます。また災害時に支援を必要とする人に対して、可能な範囲で地域の一時的な拠点となれるような備えや福祉的な支援を行う取組も望されます。

**評価対象III 適切な福祉サービスの提供****III-1 利用者本位の福祉サービス****III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。**

第三者評価結果

b

28

**III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつたための取組を行っている。**

**【判断基準】**

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

**<コメント>**

子どもの尊重、基本的な人権への配慮について運営規程、全体的な計画、保育マニュアルに一部明示しています。子どもの人権擁護のチェックシート研修を全職員園内研修で行い、子どもの人権配慮の理解に繋げています。性差による固定的な声掛けや対応をしないようする事や外国籍の園児に対して文化の違い、食生活の違いなどに配慮して子どもを尊重した保育を行っています。今後は保護者にも園での取組を示し、理解を図ることが期待されます。

第三者評価結果

29

III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

**【判断基準】**

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

**<コメント>**

プライバシー保護に配慮した保育が行われるように「保育士マニュアル」を整備しています。乳児クラスはオムツ替えの場所を決めてプライバシーに配慮しています。幼児組も排泄失敗時の着替え等も他園児から見えない様にし、羞恥心へ配慮をしています。また保護者に対しても個人面談では各家庭のプライバシー保護の観点から個室での面談、送迎時でも他の保護者にやり取りの内容が聞こえないように配慮しています。

## III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	第三者評価結果 b
----	--	--------------

## 【判断基準】

- a ) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b ) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c ) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

## &lt;コメント&gt;

保育の理念や園目標、年間行事、園舎のレイアウト等概要が載った写真入りのパンフレットがあります。パンフレットは見学に来る利用希望者に配布し、情報提供を行っています。園のホームページでも園情報を公開しています。見学は1日2回で予め時間を設定し、見学者の希望日程で対応しています。パンフレットを用いて園舎内を案内し、質問や疑問に答えています。ホームページの更新はその都度行い、年度末に見直しを行っています。今後は園外でも園情報を掲載した媒体を入手できる工夫が期待されます。

31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	第三者評価結果 b
----	---	--------------

## 【判断基準】

- a ) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b ) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c ) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

## &lt;コメント&gt;

保育の開始(入園)の面接時に保育園のしおりをもとに、園生活に必要な19の項目に沿って説明し、同意書をもらっています。説明後保護者からの質問にも答え、理解できるように配慮しています。保育の変更にあたっては園でも説明は行っていますが、茅ヶ崎市の保育課が窓口なのでその旨を保護者に伝えてています。特に配慮が必要な保護者の入園面接では丁寧な説明を行い、担任紹介もして不安にならない様に個々に応じた対応をしています。説明についてはルール化まではされておらず、今後の策定が期待されます。

32

## III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

第三者評価結果

b

## 【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
  - b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
  - c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

## &lt;コメント&gt;

保育所の変更(転園)は特に手順や引き継ぎ文書は作成していませんが、これまで転園先からの問い合わせなどもなく、転園での混乱は生じていません。問い合わせがあった場合は支障のない範囲で対応出来るよう手順を考えています。保育所の利用が終了する卒園時は、何かあつたら園に相談できる事を口頭で伝えています。卒園後は保護者と一緒にランドセル姿や、中、高入学時も成長した姿を見せに来てくれるなど良好な関係ができます。相談方法や担当者を記載した文書を作成し、卒園時に配布する事が望れます。

## III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33

## III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

第三者評価結果

a

## 【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
  - b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
  - c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するためには、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

## &lt;コメント&gt;

保護者の保育園満足度を把握する目的で行事後のアンケート、年度末のアンケートを実施しています。アンケートは集計し、グラフにして見やすい工夫をしています。保護者から出された意見は園長を中心に検討し、具体的に改善できる内容は書面で知らせています。保護者会や保護者組織はありませんが、日頃のコミュニケーションなどから満足度の把握に努めています。年1回の懇談会、年2回の個人面談、投書箱も常時設置し、いつでも意見や相談が述べやすい仕組みを整備しています。

## III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
----	--	---

## 【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
  - b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
  - c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しづらい工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

## &lt;コメント&gt;

「苦情解決のための第三者委員会設置要綱」があり、仕組みが整備されています。入園の際の重要事項説明書の中にも「保育園へのご意見、ご要望、苦情への対応について」の項目があり、説明しています。玄関には投書箱を置き、意見を出しやすい環境も設定しています。苦情の申し出があった場合はすぐに対応し、検討内容や対応策を保護者に伝え、ICTアプリで公表しています。保護者に苦情解決体制が浸透しきっていない現状なので、保護者への定期的な周知・理解促進の取組が期待されます。

35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいうように環境を整備し、保護者等に周知している。	b
----	--	---

## 【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

## &lt;コメント&gt;

プライバシーが守られるよう、面談室等のスペースを用意し、保護者が意見を述べやすく相談しやすい環境を整備しています。保護者から相談や意見があった場合は保育士が受け、相談内容については園長、主任が主に対応しています。苦情相談担当者、苦情相談責任者、第三者委員の氏名、連絡先を掲示し、第三者委員にも相談できる仕組みをわかりやすく伝えています。更に保護者との日々のやり取りを大切にして意見や相談がしやすい雰囲気づくり、環境の整備を進めていける事が期待されます。

36

**III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。**

第三者評価結果

**a**

**【判断基準】**

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

**<コメント>**

保育士が保護者からの相談や意見を受けた場合は、すぐに苦情相談責任者(園長)、苦情相談担当者(主任)に伝え、即時対応できるようにしています。対応策に検討が必要な場合はその旨を保護者に伝え、理解が得られるように努め、基本的には翌日に持ち越すことのないように対応しています。ICTアプリからでも相談できる体制があり、その場合も同様な対応をしています。

**III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。**

37

**III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。**

第三者評価結果

**a**

**【判断基準】**

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

**<コメント>**

リスクマネジメントの責任者は園長で、安全対策のリーダー職員が配置されています。園内に複数台の防犯カメラを設置し、園内の危険個所、散歩の危険箇所等ヒヤリハットにつながる場所を掲示しています。職員は事故発生時すぐに対応ができるように、対応手順書を常にポケットに携帯しています。ヒヤリハットの事例は園内研修で発生の要因を分析して改善、再発防止に努めています。緊急対応訓練は毎月行い、安全確保の研修も行っています。玩具は園長、安全対策リーダーが中心となり、安全に遊べるか確認し、徹底した安全管理を行っています。

38

**III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。**

第三者評価結果

a

## 【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
  - ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
  - イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
  - ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
  - エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
  - オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
  - カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
  - キ 保護者への情報提供が適切になされている。

## &lt;コメント&gt;

感染症予防の管理体制が整備され、職員に周知しています。特にコロナ感染防止対策は1階エントランスに体温計設備、各階にアルコール消毒薬、オゾン発生装置、換気システム、窓開けを行っています。感染が発生した場合は県や市の対応方法に沿って対応し、ICTアプリを通じて保護者に情報を伝えています。職員にはコロナウイルスの抗原検査キットを配付して感染拡散を防いでいます。嘔吐処理研修は園内研修で行っていますが、他の研修はオンラインで受講ができる環境が整備されています。

39

**III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行ってい**

る。

a

## 【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行ってい。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
  - ア 災害時の対応体制が決められている。
  - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
  - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
  - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
  - オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

## &lt;コメント&gt;

地震、津波、豪雨等の災害時の対応は危機管理マニュアルに定められています。茅ヶ崎市が発行する洪水、土砂災害、津波ハザードマップから、津波は4階へ避難すれば安全である事が分かり、それに沿った訓練を行っています。毎月様々な場面を想定して防犯訓練、避難訓練を実施し、引き渡し訓練も年1回実施しています。防災訓練計画は年2回消防署に提出し、訓練結果も報告しています。防災帽子は保護者送迎時用も備えています。防災倉庫には5日間過ごせる備蓄があり、備蓄品がすぐに分かるように整理され、定期的に点検も行っています。

## III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40

第三者評価結果

III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

b

## 【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。  
 b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。  
 c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。  
 イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。  
 ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。  
 エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。  
 オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

## &lt;コメント&gt;

保育の実施方法については「保育士マニュアル」の中に文書化されています。内容としては日常保育での配慮、朝夕の保育のポイント、保育の進め方、プライバシー保護、保育環境整備等が明示されています。実施方法については子どもの状態に合わせ、個人差を考慮した保育が進められています。実施方法の研修は採用時に行っていますが、その後の研修や個別の指導は十分とはいえない。定期的な研修実施等により、職員に周知する場を設けることが期待されます。

41

第三者評価結果

III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

## 【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。  
 b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。  
 c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。  
 イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。  
 ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。  
 エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## &lt;コメント&gt;

保育の標準的な実施方法の見直しは、保育を進める中で必要な事案が生じた時に行っています。保護者から出されたアンケートや意見等についても担当、リーダー職員、園長、主任が中心になり検討、見直しをその都度行っていますが、定期的ではありません。保育方法の変更が生じた時はお便りや保護者懇談会で説明をしています。今後、標準的な実施方法の定期的な確認、見直しの仕組みのもと実施されることが期待されます。

## III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
----	--	---

## 【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
  - b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
  - c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
  - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
  - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
  - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
  - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
  - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
  - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
  - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

## &lt;コメント&gt;

指導計画作成の責任者は園長となっています。全体的な計画を基に各クラスの年間、月案、週案の指導計画は常勤職員のクラス担当が作成する手順となっています。作成にあたっては子どもの状況、子どもと保護者の生活状況、保育実施のニーズがベースとなっています。個別の関わりが必要な子どもに関してはクラスの指導計画も考慮し、日々の発達状況や市の療育、リハビリ施設からのアドバイスを受け、個別指導計画を作成しています。

43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
----	------------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
  - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
  - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
  - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
  - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
  - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
  - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

## &lt;コメント&gt;

指導計画の評価、見直しの中で全体的な計画は年度末に園長、主任、副主任、各クラスリーダーが中心となり、園児の姿を踏まえて見直しを行っています。年間計画、月案、週案はクラス担当が定期的にそれぞれ実施状況の評価、反省、見直しを行い、園長、主任に伝える仕組みができています。見直しの中に保育の課題も示されています。作成した指導計画を急に変更する場合の仕組みの整備がされておらず、その都度報告をしています。仕組みづくりが期待されます。

## III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b

## 【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

## &lt;コメント&gt;

子どもの発達状況や生活状況の記録は、ICTアプリの書式を使用して統一した様式で記録しています。乳児は毎月、幼児は年4回記入し、職員はICTアプリで共有できる仕組みとなっています。連絡帳の記載は、見本になるものを提示して職員指導を行っていますが、日誌や記録類は職員個々の書き方となっているところがあります。職員間で記録内容に差異が生じないよう、工夫した指導が期待されます。実施状況確認は月1回のミーティング内で行われ、情報共有しています。

		第三者評価結果
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a

## 【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

## &lt;コメント&gt;

「個人情報保護規程」に基づき事業所の「個人情報保護方針」があり、個人情報取り扱いに関する基本事項が示されています。ICTアプリの情報は各職員のIDとパスワードで閲覧制限を行い、漏えい防止対策をしています。紙ベースの個人情報は事務室内の鍵のかかる書庫で保管しています。紙の書類は必ずシュレッダーで処理しています。保護者には入園のしおりの個人情報取り扱いに関する基本事項を説明しています。職員は念書を提出し、研修も行い、個人情報保護規程を理解しています。

(別紙2A)

## 第三者評価結果（内容評価基準）

### A-1 保育内容

#### A-1-(1) 全体的な計画の作成

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	第三者評価結果
		a

##### 【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成している。
  - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成しているが、十分ではない。
  - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

##### <コメント>

全体的な計画の作成については、児童福祉、保育所保育指針を基に事業の目的「明るく、安全で安心できる園づくり」、保育理念の「一人ひとりの育ちを大切に」に沿って保育方針、保育目標を作成しています。その中に「保育の方法」「社会的責任」「養護に関する基本的事項」「計画と評価」「幼児教育を行う施設としての共有すべき事項」等の基本原則を掲げ、それに沿って各年齢の保育目標があります。作成にあたっては社長、園長、主任で骨子を作り、各項目は乳児、幼児リーダーを中心に各クラスリーダーが作成しています。子どもの発達過程、子どもと家庭がおかれている状況、地域の実態等を考慮して計画を作成しています。年度末に意見を出し合い、見直しをして、回覧で確認した後決定し、次年度に繋げています。

#### A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	第三者評価結果
		a

##### 【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

## &lt;コメント&gt;

子どもが心地よく過ごせる環境整備として、各クラスに温湿度計を置き、適切な室温、湿度を保持しています。特にコロナ感染防止対策として24時間換気システム、職員が窓を開けての換気、二酸化炭素測定器を使って保育室内の適切な環境の整備に努めています。衛生管理リーダー職員が2名おり、保育室内の設備、用具の衛生管理、感染症の流行に合わせた衛生管理の対応・対策の役割を担っています。寝具の衛生管理は0、1歳児の布団は週1回日光消毒し、2～5歳児のコット(簡易ベッド)のシーツは週末家庭に持ち帰り、衛生管理に努めています。子どもがくつろげる環境作りとして、乳児室はスペースが広い為、安全を確保した上での落ち着けるコーナーづくり、空間づくりの工夫が課題になっています。平日の廊下、トイレの清掃は業者が行い、保育室は自動電気掃除機を活用して清潔が保たれています。清掃表を作り、土曜日は職員間で確認し清掃を行うなど、子どもが心地よく過ごせる環境作りをしています。

## 第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

## 【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を必要に用いないようにしている。

## &lt;コメント&gt;

入園時の保護者面談で家庭状況調査票を基に発達過程、発達状況を聞き取り、子どもの個人差を把握しています。子どもが自分の気持ちを素直に表現できるよう、子どもの気持ちに寄り添った声掛けや配慮を心がけています。保育理念の「一人ひとりの育ちを大切にした保育」を掲げ一人ひとりの子どもを受容する事を大切にしています。自分を表現する力が十分でない子どもや配慮が必要な子どもは、個々の状態に応じて職員間で子どもの様子を共有して保育を行っています。子どもへの声掛けの中で特にせかす言葉や制止する言葉を不用意に発しないように職員間で心掛け、マイナスの言葉を使わない、言い換えの園内研修を実施しました。保育士マニュアルの「保育従事者の姿勢」の項目でも示し、毎朝の朝礼でも子ども一人ひとりを受容し、対応すること、言葉遣いや子どもへの言葉かけについて確認し合っています。

## 第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

## &lt;コメント&gt;

基本的な生活習慣の習得は個々の発達状況に応じて差があるため、クラス単位で進めるのではなく、一人ひとりの発達や興味に合わせて取り組んでいます。家庭と連携し、子どもが自分でやろうとする気持ちを大切にして進めています。手洗いスタンプや手洗いの方法がわかるポスターを掲示したり、挨拶は保育士が率先して行い、子どもの手本となるように行動するなど子どもが理解できるよう働きかけています。玩具箱に入っている玩具の写真を貼ることで、子どもが片付けやすいよう工夫しています。活動と休息のバランスをとるため、乳児クラスは保護者から家庭での睡眠時間を聞き、1日の生活リズムを考慮し、睡眠場所の工夫をして環境を整えています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を發揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。

- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

## &lt;コメント&gt;

全クラス、夏季や雨天時を除き、午前中は戸外活動を行い、身体を動かす活動を行っています。4、5歳児クラスではどちらの公園に行きたいか、どんな遊びをしたいか廊下に掲示したボードのカードを見て自ら選び、選んだ内容のグループで活動する異年齢保育も行っています。遊びに使うものを持参し、自主的、自発的に遊びができるよう環境を整えています。園の花壇には子どもが選んだ好きな花を植えたり、散歩で虫を見つけて観察したり、畑でさつま芋、ジャガイモ、夏野菜を育て、自然と関われる遊びも多く行っています。午睡後の時間帯に一人ひとりが自分の好きな遊びができる時間も設定しています。クラス内にどんなおもちゃがあるかを写真付で表示したおもちゃマップを作り、各クラスに掲示して子どもが主体的に遊べよう工夫しています。廊下には園全体のおもちゃマップを掲示し、子どもはおもちゃマップを見て自ら遊びたいおもちゃを他クラスから借りることができます。保護者も見ることができ、子どもがどんなおもちゃで遊んでいるか、どのおもちゃがお気に入りかなど子どもとの会話のきっかけにもつながっています。環境の整備、工夫により子どもが生活と遊びを楽しめる保育を行っています。

## 第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
---	---

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

## &lt;コメント&gt;

0歳児が安心して過ごせるよう、職員は子どもの表情を大切に声掛けをして情緒の安定を図っています。一人ひとりの関わりを深め、愛着関係を築くため担当制をとり、子どもが安心して過ごせるようにしています。月齢や発達に合った玩具を用意し、興味と関心をもって遊べるようにしています。月齢差が大きい年齢ですが、担当職員間で連携をとりながら一人ひとりの発達に応じた保育を心掛けています。保護者とはICTアプリの連絡帳、登降園時のやり取り、年2回の個人面談を通して発達状態、園での姿を伝え、連携を密にしています。0～2歳児は同じフロアを年齢ごとの空間に仕切っていますが、十分なスペースが確保されています。柔らかく、滑りにくい桐の床を使用し、収納棚等の転倒防止やおもちゃの大きさなど安全に配慮した環境になっています。

第三者評価結果

A7	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	--	---

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

## &lt;コメント&gt;

自我の発達により、何でも自分でやりたいという気持ちが芽生える反面、まだ言葉で思いを伝えきれない時期の為、ひっかきや噛みつき等のトラブルが生じる場面があります。職員は仲立ちし、友だちとの関わりが持てるよう配慮しています。トラブルが生じる場面や時間帯の1ヶ月分の集計を取り、発生の傾向をつかみ、職員同士連携して安全な保育に繋げています。保護者にも個人的に伝え対応しています。子どもが十分遊びを楽しめるように、動きの大きい運動遊びや体操、ままごとセット等玩具の量を揃えて遊べるように工夫しています。保護者との連携はICTアプリ、登園降園時のやり取り、年2回の個人面談、保育写真の販売、動画配信で子どもの様子を伝えています。広めの保育室なので十分遊べるスペースはありますが、安心安全を含め子どもがゆっくり落ち着けるコーナー作りやクラス環境の工夫が課題となっています。

A8	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	--	---

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

## &lt;コメント&gt;

3歳児は身の回りの事ができるようになり、ブロック、ままごと遊びやヒーローごっこ等興味ある活動を自ら取り組んで遊び、担任も一緒に遊んだり、見守ったり、状況に合わせた関わりを持っています。4、5歳児は子どもの主体性を大事にした異年齢グループ保育を行っています。午前中は希望する散歩先をカードの中から選び、集まったグループで散歩に出かけています。午後の室内活動も、運動、表現、学習遊びを自ら選び、集まった子どもでグループ遊びをしたり、一人で好きな遊びをしています。行事への取組では、子ども達で考えたアイディアに保育士が関わりながら行っています。子ども達の活動は他クラス同様にICTアプリ、送迎時等で保護者に伝えています。今年度から4、5歳合同での異年齢保育を取り入れています。グループ保育が中心なので、年齢別の子どもの様子や指導計画内容との関連性が課題になっています。今後十分な検討が望まれます。

## 第三者評価結果

A9	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	---	---

## 【判断基準】

a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園内はバリアフリーになっており、障害に応じた環境設備に配慮しています。エレベーターの設置があり、車いすでの移動も可能です。障害児担当職員がおり、その都度子どもの状態に合わせ、移動、活動内容、生活面での配慮をしています。クラスの遊びに参加したり落ち着けるスペースで過ごす等状況に合わせた保育を行っています。個別の指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連付けています。行事の前には保護者の意向も聞いています。保護者との連携を密にして、子どもが通うリハビリ施設に同行し、園での遊びや生活の援助方法のアドバイスを受ける機会を作っています。茅ヶ崎市の年2回の巡回指導でアドバイスを受け、個別保育計画に盛り込み、他機関との連携も積極的に行ってています。保育の内容や方法に配慮して、安心して保育園生活ができるよう保育を進めています。今後は障害のある子どもの保育について園の方針、取組などの情報発信が期待されます。

## 第三者評価結果

A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
-----	---	---

**【判断基準】**

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連續性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引き継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

**<コメント>**

夕方の延長保育は、18時から全クラス一緒に合同保育を行っています。現在、延長利用児は少人数なので、家庭的な雰囲気のなかで好きな遊びをして過ごせるようにしています。18時過ぎに夕食に支障ないように、おせんべいを提供しています。職員間の引き継ぎは、伝達事項を出席名簿の備考欄に記入し、遅番職員は保護者に伝えています。全職員に周知が必要な場合はICTアプリで周知しています。

		第三者評価結果
A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a

**【判断基準】**

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

**<コメント>**

全体的な計画の「小学校との連携」や「幼稚期の終わりまでに育ってほしい姿10項目」に小学校との連携や就学を見通した項目があり、5歳児の年間計画、月案に繋げています。子どもが小学校の生活に見通しがもてるよう学校の授業参観に参加しています。小学校との連携として、年に3回程地域の保幼小連携会議に園長、主任、5歳児担当が参加し、情報交換を行っています。保護者に対しては毎年1月に個人面談を行い、子どもの様子や就学に備え、学校生活に見通しがもてる機会を設けています。卒園前に保育所児童要録は就学先の小学校に送付、状況により電話でも情報を伝えています。

## A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
-----	------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行ってない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

## &lt;コメント&gt;

各クラスに健康観察のチェックポイントや救急車を呼ぶ基準を掲示し、事故発生時の対応手順も職員はポケットに携帯しています。病気とけがの救急&予防マニュアルは各クラスに置いてあります。保育中の体調変化は子どもの状況により迎えを依頼しています。受診を必要とするだけが発生した場合は、保護者に受診の許可を得て、職員が病院に付き添い、保護者へも病院へ来てもらうようにしています。子どもの健康状態に関する情報は全職員に周知しています。入園面接時に家庭状況表や面談で子どもの健康にかかる必要な情報は確認しています。保育園から健康に関する情報提供は、感染症の発生状況をクラスだよりの中に記載する等で発信しています。乳幼児突然死症候群予防に関する取組として0、1歳児は5分ごとに午睡チェックセンターと職員による確認、2歳児は10分毎に職員が呼吸確認を行っています。

第三者評価結果

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
-----	-----------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

## &lt;コメント&gt;

健康診断、歯科健診ともに年2回、尿検査は年1回実施しています。年2回実施する内科健診では、予防接種状況も確認ができる問診票を予め保護者に記入してもらい、問診票を基に健診を行っています。健康診断、歯科健診、尿検査の結果は保護者に結果表を渡してお知らせし、受診が必要な場合はその旨を伝えています。健診結果は健康管理書類に記録しています。全員が共有した方が良い情報は全職員に伝えています。今後は健康診断・歯科健診の結果や健康に関する内容を保健計画内に反映し、健康集会や掲示物等にして保育に生かす取組が期待されます。

		第三者評価結果
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	a

## 【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

アレルギー疾患、慢性疾患の子どもに対しては、かかりつけ医の生活管理指導表を提出してもらい、状況を確認し、対応しています。アレルギー児については食器は他児と色分けし、トレーには除去食材名や記名をして誤食のないようにしています。更に食事時はアレルギー児の傍に職員が付き添い、食事の受け取り、配膳、見守り、片付けを行っています。子どもの状態を見て食品の確認や献立の改善について、保護者を交えた面談を適宜行っています。常勤職員は食物アレルギーの研修を受け、必要な知識、情報を得ています。慢性疾患の子どもに対しても同様に医師の助言を保護者を通じて聞き、園生活の中で配慮しています。

## A-1-(4) 食事

		第三者評価結果
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a

## 【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

## &lt;コメント&gt;

食に関する様々な経験を通して食事を楽しめるように、年間食育計画(乳児用、幼児用)が位置付けられています。各年齢の年間目標と、1年間を4期に分け季節に応じた様々な取組が年齢ごとに示されています。管理栄養士は食事の様子を見て回り、子どもが食べやすい大きさ、形状、人気メニューを把握し、献立作成に生かしています。月に1回の世界の料理や行事食、野菜の栽培、収穫、皮むきやクッキング等、食に対して関心を深めていけるように様々な内容を保育に取り入れています。食器はメラミンで箸やスプーンは家庭から持参しています。乳児は離乳食の段階を設け、食材に関しては給食食材チェック表で家庭で食べたことのある食品を確認後提供しています。毎月献立表を配付し、給食だよりを発行し、子どもの食生活や食育に関する取組について家庭に情報提供して保護者と連携しています。

## 第三者評価結果

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
-----	---	---

## 【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
  - b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
  - c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
  - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
  - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
  - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
  - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
  - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
  - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

## &lt;コメント&gt;

子どもの発育状況を考慮し、調理員は各クラスを回り、子どもの喫食状況の把握や残食量を見て味付けや食材のバランス、形状を見直し、献立や調理の工夫をしています。無理に食べさせることはありませんが、職員は、食材や食事を作ってくれる人への感謝の気持ちが持てるような声かけと、苦手な食材でも食べてみようと思える言葉かけをしています。食材は地域の商店から新鮮で安心・安全な物を購入し、旬の食材を取り入れて季節感を感じられる献立提供を行っています。検食は事務長が行い、安全を確認して提供しています。フードロスの観点からも保護者にはICTアプリを使って画像でその日の献立を配信しています。栄養士マニュアルに基づき、調理室内の清潔、消毒に努め、衛生管理を行い、チェック表で確認し適切して衛生管理を行っています。

## A-2 子育て支援

## A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A17 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		第三者評価結果 a
---	--	--------------

## 【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。  
 b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。  
 c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。  
 イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。  
 ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。  
 エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

## &lt;コメント&gt;

送迎時に家庭の様子、園での様子を口頭で伝え合うほか、ICTアプリでも健康面、日常の様子など情報交換しています。また0～2歳児は園での様子を個別に伝え、3～5歳児はクラスごとに活動の様子を伝えています。毎週金曜日にはクラスの活動の様子を画像付きでアプリ配信し、園での子どもの活動の様子を保護者に伝えています。アイルド便り(園だより、クラスだより)を通じて保護者に園・クラスの保育目標や保育の意図することの理解を得られるように工夫しています。年2回の保育参観や運動会、誕生会、ダンス発表会など保護者が参加する行事を開催し、子どもの成長を共有できる機会を設けています。年1回の懇談会、年2回の個人面談(希望者)ではクラスの活動内容や子どもの様子を伝えています。

## A-2-(2) 保護者等の支援

A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。		第三者評価結果 a
--	--	--------------

## 【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。  
 b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。  
 c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。  
 イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。  
 ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。  
 エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。  
 オ 相談内容を適切に記録している。  
 カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

## &lt;コメント&gt;

職員は保護者との日々のコミュニケーションを大切にして、保護者が安心して話しやすい雰囲気づくりに努めています。個人面談では事前に相談内容を提出してもらい、クラス担任はもちろんのこと相談内容に応じて、園長、主任、副主任、管理栄養士が相談に応じています。他の人の目を気にせず、安心して相談ができるように面談室等を利用して、プライバシーに配慮して対応しています。面談内容は「個人面談記録」に記録して、継続して相談に応じることができるように配慮しています。経験の浅い職員や相談を受けた職員が対応に困ったときには、園長、主任の助言を受けてから答えるなど確実な情報を提供し、保護者との信頼関係を築くように配慮しています。また保護者や子どもの様子などから面談が必要と判断した場合は、その都度個別に面談を行っています。

## 第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
-----	--	---

## 【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

## &lt;コメント&gt;

虐待などの権利侵害の兆候を見逃さないように、朝の受け入れ時、着替え、排泄時等に子どもの様子や発言、身体に変化はないか、注意して観察しています。保護者の様子にも注意し、虐待の疑いがあると職員が感じた時には保護者への事実の確認と共に園長に報告し、速やかに茅ヶ崎市家庭児童相談室に連絡し、連携をとっています。また朝礼やミーティングで全職員に周知しています。専用の個別ファイルに園児、保護者から聞き取った内容や発した言葉を記録しています。また廊下に「189」ポスターを掲示し、園全体で虐待の早期発見ができるように努めています。職員は虐待等権利侵害に関する研修を受講しています。虐待対応マニュアルを策定し、マニュアルに基づく園内研修を行い、知識を深めることが期待されます。

## A-3 保育の質の向上

## A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	第三者評価結果
		a

## 【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

## &lt;コメント&gt;

月案、週案、保育園日誌等の指導計画に対する保育の実践について、職員間で主体的に日々の保育の振り返りを行い、保育の改善や意識の向上に努めています。また毎月、全職員は個々の保育の目標を設定し、月末に自己目標に対する達成度の評価を行い、コメントを園長に提出しています。園長は自己評価の内容を確認し、保育の進め方など悩んでいる職員と面談を行い、能力や専門性の向上に向けて取り組んでいます。職員個々の自己評価を分析、検討し、保育所全体の自己評価につなげています。





株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵠沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323